

住吉海岸(仮称)侵食対策検討委員会規約(案)

(設置)

第1条 住吉海岸の侵食の原因と将来的な傾向、さらには今後の対策等について検討するために、住吉海岸侵食対策検討委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 住吉海岸の諸調査結果に関する事。
- (2) 住吉海岸の侵食対策に関する事。
- (3) 住吉海岸の中長期的な整備のあり方に関する事。

2 委員会は前項に定める事項のほか、侵食対策に関して委員会が必要と認める事項について協議し、必要に応じて分科会を設け、意見を求めることができる。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は委員会を主宰する。
- 4 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は必要に応じて委員以外の学識者等を招集できる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所と宮崎県河川課において処理する。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。